

戸籍法の一部を改正する法律案要綱

第一 法務大臣による戸籍関係情報の作成及び提供等

一 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱い

1 法務大臣の使用に係る電子計算機と市町村長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織による戸籍事務の取扱い

法務大臣の指定する市町村長は、原則として法務省令で定めるところにより戸籍事務を電子情報処理組織（法務大臣の使用に係る電子計算機（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）及び入出力装置を含む。以下同じ。）と市町村長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によって取り扱うものとする。こと。（第百十八条第一項関係）

2 法務大臣による磁気ディスクで調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本の保存

磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本は、第八条第二項の規定にかかわらず、法務大臣が保存するものとする。こと。（第百十九条の二関係）

3 法務大臣による戸籍関係情報の作成及び提供

法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法に規定する戸籍関係情報をいう。）を作成するため、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができるとすること。（第二百二十一条の三関係）

4 電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に関する秘密等の保護

(一) 法務大臣及び指定市町村長（1の指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）は、電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならないものとする。（第二百二十一条関係）

(二) 電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする

こと。(第二百二十一条の二関係)

二 本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求

1 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面を「戸籍証明書」と、磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面を「除籍証明書」と新たに定義するものとする。 (第二百二十条第一項関係)

2 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、第十条第一項(第十二条の二において準用する場合を含む。)の請求は、いずれの指定市町村長に対してもすることができるとすること。(第二百二十条の二第一項関係)

3 2によりする第十条第一項の請求(本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。)については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とするものとする。 (第二百二十条の二第二項関係)

三 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等

1 二2によりする第十条第一項の請求（第十二条の二において準用する場合を含む。以下同じ。）は、戸籍電子証明書（磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）についてもすることができるとすること。（第二百二十条の三第一項関係）

2 1によりする第十条第一項の請求があつたときは、指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る除籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を発行するものとする。こと。（第二百二十条の三第二項関係）

3 指定市町村長は、行政機関等その他の法務省令で定める者から、法務省令で定めるところにより、

2 により発行された戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を示して戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求められたときは、法務省令で定めるところにより、当該戸籍電子証明書提供用識別符号に対応する戸籍電子証明書又は当該除籍電子証明書提供用識別符号に対応する除籍電子証明書を提供するものとする。 (第二百二十条の三第三項)

4 1 によりする第十条第一項の請求については、同項中「交付」とあるのは、「第二百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、同項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とするものとする。 (第二百二十条の三第四項)

四 戸籍事務内における事務の効率化及び提出すべき書面の合理化

1 届書等情報の作成等

(一) 指定市町村長は、この法律の規定により提出すべきものとされている届書若しくは申請書又はそ

他の書類で戸籍の記載をするために必要なものとして法務省令で定めるもの（以下「届書等」という。）を受理した場合には、直ちに、法務省令で定めるところにより、当該届書等の画像情報（以下「届書等情報」という。）を作成し、これを電子情報処理組織を使用して、法務大臣に提供するものとする。こと。（第百二十条の四第一項関係）

(二) (一)により届書等情報の提供を受けた法務大臣は、これを磁気ディスクに記録するものとする。こと。（第百二十条の四第二項関係）

(三) 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合において、届出又は申請を受理した市町村長が指定市町村長であり、かつ、当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長（当該届出又は申請を受理した市町村長を除く。）のうち指定市町村長であるもの（以下「戸籍記載指定市町村長」という。）があるときは、法務大臣は、戸籍記載指定市町村長に対し、(一)の提供を受けた旨を通知するものとする。こと。（第百二十条の五第一項関係）

(四) (三)の場合には、第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、提出すべき届書又は申請書の数は、戸籍の記載をすべき市町村長

の数から当該市町村長のうち指定市町村長であるものの数を減じた数に一を加えた数とするものとする。 (第二百二十条の五第二項関係)

- (五) 本籍地外で届出又は申請をする場合 (二箇以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合を除く。) であつて、届出又は申請を受理した市町村長及び当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、法務大臣は、当該戸籍の記載をすべき指定市町村長に対し、(一)の提供を受けた旨を通知するものとする。 (第二百二十条の五第三項関係)

- (六) (五)の場合においては、第三十六条第二項 (第一百七十七条において準用する場合を含む。) の規定は、適用しないものとする。 (第二百二十条の五第四項関係)

- (七) 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によって戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができるものとする。 (第二百二十条の六第一項関係)

(八) 第十条第三項及び第十条の三の規定は、(七)の場合に準用するものとする。 (第二百二十条の六)

第二項関係)

2 戸籍証明書の添付省略

(一) 第百条第二項の規定は、届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもって調製されている場合において、届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しないものとする。 (第二百二十条の七関係)

(二) 第百八条第二項の規定は、届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもって調製されている場合において、届出地及び転籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しないものとする。 (第二百二十条の八関係)

第二 戸籍の記載の正確性を担保するための措置

一 市町村長及び管轄法務局長等による任意調査権の明確化

1 管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱いに関する照会を受けたときその他戸籍法第三条第二項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするために必要があると認めるときは、届出人、届

出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。 (第三条第三項関係)

2 市町村長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。 (第二十七条の三関係)

(一) 届出の受理に際し、この法律の規定により届出人が明らかにすべき事項が明らかにされていないとき。

(二) その他戸籍の記載のために必要があるとき。

二 戸籍の訂正手続の見直し

1 市町村長が職権で行う戸籍の訂正

(一) 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合において、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を

通知する必要はないものとする。 (第二十四条第一項ただし書関係)

(二) (一)の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができ
るものとする。 (第二十四条第二項関係)

(三) (二)にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なものであつて、かつ、戸籍に記載されている者の身
分関係についての記載に影響を及ぼさないものについては、(二)の許可を要しないものとする。

(第二十四条第三項関係)

2 家庭裁判所の許可を得て行う戸籍の訂正

届出によつて効力を生ずべき行為 (第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条か
ら第七十二条まで、第七十四条及び第七十六条の規定によりする届出に係る行為を除く。) について

戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したときは、届出人又は届出事件の本人は
、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができるものとする。 (第百十四条関係

)

一 死亡届の届出資格者の拡大

死亡の届出は、任意後見受任者も、これを行うことができるものとする。 (第八十七条第二項関係)

二 不服申立て手続

第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三第一項及び第二百二十条の六第一項の規定によりする請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができるものとする。 (第二百二十四条関係)

三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の適用除外

1 届書等情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号) の規定は、適用しないものとする。 (第二百二十八条関係)

2 届書等情報に記録されている保有個人情報 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) 第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。) については、同法第四章の規定は、適用しないものとする。 (第二百二十九条関係)

四 罰則

1 第一の一・四(二)に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。 (第三百三十二条関係)

2 戸籍に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う戸籍に関する事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た事項を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第三百三十三条関係)

3 偽りその他不正の手段により、第二百二十条の三第二項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた者又は同条第三項の規定による戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供を受けた者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第三百三十五条関係)

4 偽りその他不正の手段により、第二百二十条の六第一項の規定による閲覧をし、若しくは同条の規定

による証明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料に処するものとする。 (第百三十六条関係)

5 正当な理由がなくて、第百二十条の六第一項の規定による請求を拒んだときは、市町村長を、十万円以下の過料に処するものとする。 (第百三十九条第三号関係)

6 正当な理由がなくて、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行をしないとき、又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書を提供しないときは、市町村長を、十万円以下の過料に処するものとする。 (第百三十九条第四号関係)

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

六 この法律による戸籍法に関する規定の整備等に伴い、所要の経過措置を講ずること。 (附則第二条から第四条まで関係)

七 関係法律について所要の整備をすること。 (附則第五条から第十五条まで関係)

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

(一) 法務大臣が戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができるものとする。

(二) 戸籍関係情報の作成のために法務大臣が保有する個人情報等に係る所要の保護措置を講じるものとする。

(三) 別表第二に掲げる所要の事務において戸籍関係情報の照会を可能とするものとする。

2 その他関係法律の一部改正